

上場申請のための四半期報告書

株式会社北の達人コーポレーション

目 次

頁

表 紙

第一部 企業情報

第1 企業の概況

1 主要な経営指標等の推移	1
2 事業の内容	3
3 関係会社の状況	5
4 従業員の状況	5

第2 事業の状況

1 生産、受注及び販売の状況	6
2 事業等のリスク	6
3 経営上の重要な契約等	6
4 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	7

第3 設備の状況

9

第4 提出会社の状況

1 株式等の状況	10
2 株価の推移	14
3 役員の状況	14

第5 経理の状況

15

1 四半期財務諸表	16
2 その他	24

第二部 提出会社の保証会社等の情報

25

[四半期レビュー報告書]

【表紙】

【提出書類】	上場申請のための四半期報告書
【提出先】	証券会員制法人札幌証券取引所 理事長 小池 善明殿
【提出日】	平成24年 4月20日
【四半期会計期間】	第11期第3四半期（自 平成23年9月1日 至 平成23年11月30日）
【会社名】	株式会社北の達人コーポレーション
【英訳名】	Kitanotatsujin Corporation
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 木下 勝寿
【本店の所在の場所】	札幌市北区北七条西一丁目1番地2
【電話番号】	011-757-5567（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役管理部長 清水 重厚
【最寄りの連絡場所】	札幌市北区北七条西一丁目1番地2
【電話番号】	011-757-5567（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役管理部長 清水 重厚

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第11期 第3四半期 累計期間	第11期 第3四半期 会計期間	第10期
会計期間	自平成23年 3月1日 至平成23年 11月30日	自平成23年 9月1日 至平成23年 11月30日	自平成22年 3月1日 至平成23年 2月28日
売上高（千円）	556,256	213,972	739,113
経常利益（千円）	79,008	28,999	92,587
四半期（当期）純利益（千円）	52,550	20,527	59,488
持分法を適用した場合の投資利益 （千円）	—	—	—
資本金（千円）	—	47,000	47,000
発行済株式総数（株）	—	580,000	11,600
純資産額（千円）	—	314,317	261,766
総資産額（千円）	—	384,655	312,846
1株当たり純資産額（円）	—	541.93	22,566.12
1株当たり四半期（当期）純利益 金額（円）	90.61	35.39	5,128.35
潜在株式調整後1株当たり四半期 （当期）純利益金額（円）	—	—	—
1株当たり配当額（円）	—	—	—
自己資本比率（％）	—	81.7	83.7
営業活動による キャッシュ・フロー（千円）	102	—	8,064
投資活動による キャッシュ・フロー（千円）	13,815	—	△1,586
財務活動による キャッシュ・フロー（千円）	—	—	—
現金及び現金同等物の四半期末 （期末）残高（千円）	—	201,055	187,137
従業員数（人）	—	18	13

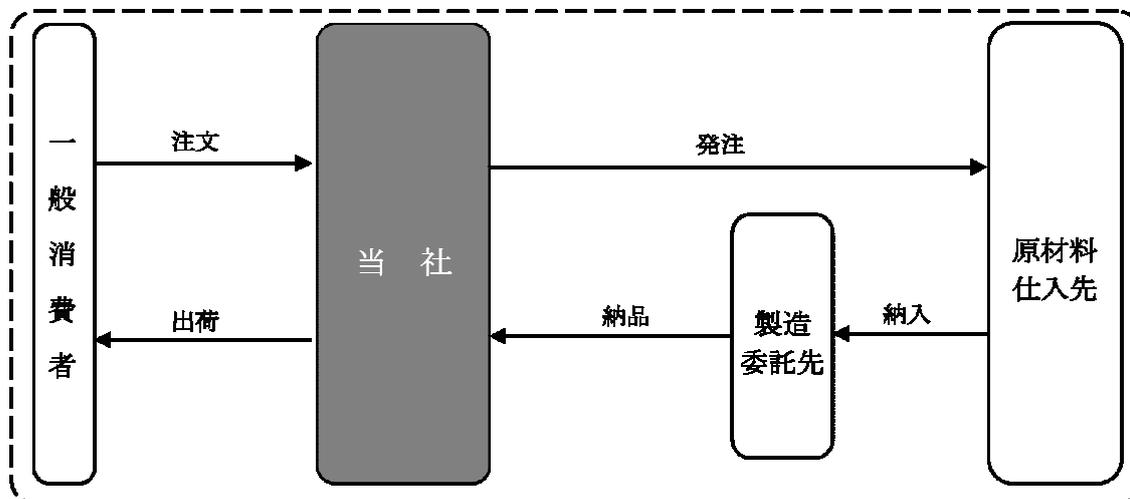
- （注）1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度にかかる主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
3. 潜在株式調整後1株当たり四半期（当期）純利益金額については、新株予約権の残高はありますが、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。
4. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社が存在しないため記載しておりません。
5. 当社は第11期第1四半期会計期間より四半期財務諸表を作成しているため、それ以前については記載しておりません。
6. 当社は、平成23年9月16日付で株式1株につき50株の株式分割を行っております。

そこで、証券会員制法人札幌証券取引所の引受担当者宛通知「上場申請のための有価証券報告書（Ⅰの部）の作成上の留意点について」（平成20年4月18日付札証上審第50号）に基づき、当該株式分割に伴う影響を加味し、遡及修正を行った場合の第10期の1株当たり純資産額は451.32円、1株当たり四半期（当期）純利益金額は102.57円であります。

2【事業の内容】

当社は、インターネット上で一般消費者向けに健康美容商品を販売する「Eコマース事業」を行っております。当社は、製品の製造は主に外部委託することにより業務のスリム化を図る一方で、受注・出荷業務、サイト制作、販売促進ツール等の企画制作、システム開発等を社内で運営する体制を構築しております。これにより、顧客満足度向上のための業務改善の迅速化や効率化を図っております。

主な事業系統図は以下のとおりであります。



(1) 取扱商品について

当社が取り扱う商品ジャンルは、健康や美容の悩みに対して具体的に効果を体感しやすくリピート使用されやすいものを中心に開発、選定を行っております。商品は、購入者による満足度を重視しており、試作品のモニター調査を行ったうえで商品化するという手順を踏んでおります。

これらを踏まえ「北の快適工房」において、現在取り扱っている健康美容商品は以下の4品目であります。

品目	商品の概要
「カイトキオリゴ」	北海道産のビート（甜菜）から抽出・精製された高純度結晶オリゴ糖（ラフィノース）を原料に多く使用し、その他にも3種類の高純度オリゴ糖を独自配合した健康食品であります。
「紅珠漢」	低分子ポリフェノールを主原料とし、ヒアルロン酸（保湿成分）やビタミンC・L-シトルリンなどを加えた健康食品であります。
「カイトキスクラブ」	北海道産のビート（甜菜）から作られた砂糖を主原料とした100%植物由来成分の保湿ケア商品であります。
「カイトキどかスリム茶」	腸のぜん動運動を徹底研究して開発した独自の複合自然ハーブと、その他の自然植物を配合した健康食品であります。

(2) 商品の製造について

商品の製造につきましては、当社は原材料を買い付け、商品の製造は外部に委託した上で、商品を製造委託先から納入しております。

(3) 受注の方法

お客様からの注文は、主に下記の通信販売サイトで受け付けております。

通信販売サイトで受け付けた注文については、当社内に設置されたカスタマーサービス部門が、顧客へ確認した後商品を発送することで、誤発送等を防止しております。また発送後は、顧客にメールで到着予定日等を通知しております。

現在の主な通信販売サイトは以下のとおりであります。

サイト名	取扱商品
「北の快適工房」 http://www.kaitekikobo.jp/	「カイトキオリゴ」 http://www.origotou.com/
	「紅珠漢」 http://www.koujukan.com/
	「カイトキスクラブ」 http://www.kaitekikobo.jp/scrub/
	「カイトキどかスリム茶」 http://www.kaitekikobo.jp/doka/
「北の快適工房」 モバイル http://www.kaitekikobo.jp/i/	「カイトキオリゴ」 モバイル http://www.origotou.com/i/
	「紅珠漢」 モバイル http://www.koujukan.com/i/
	「カイトキスクラブ」 モバイル http://www.kaitekikobo.jp/i/scrub/

(4) 代金の回収方法

代金の回収方法につきまして、クレジットカード決済、代金引換、後払い（銀行振込、郵便振替、コンビニエンスストア振込み）を採用しております。

(5) 当社のEコマース事業の特徴

当社のEコマース事業は、少数アイテムに特化した販売方式を採用しております。

少数アイテムに特化しているため、「専門店」ならではのフォローを充実させることが可能となり、継続的に購入していただける仕組みを実現しております。また、物流業務等の簡素化を可能とし、直接及び間接コストを低減しております。

主に健康美容商品を販売する総合サイト「北の快適工房」において、お客様に「カイトキオリゴ」、「紅珠漢」、「カイトキスクラブ」、「カイトキどかスリム茶」を提供することによって、健康や美容上のお悩みに対して改善のサポートを行っております。継続的にご購入を希望されるお客様には「定期購入制度」をご用意しております。

イ) マーケティングについて

当社におけるマーケティングの特長は、詳細な顧客行動パターンを計測できる自社開発のマーケティングデータ分析システムを用いていることであります。

このシステムで抽出したデータをもとに、より費用対効果の高い顧客獲得方法やリピート促進のためのフォローアップのタイミング・内容・方法等を企画立案実行することで、費用対効果の高い販売促進、リピート購入率の向上を図っております。

具体的には、「どの広告メディアから何が何件、何円売れたか」、「新規顧客がもたらす一年間の平均利益は」、「新規顧客獲得コストの回収サイクルは」等のデータが随時把握できるため、インターネット販売における生命線である広告費の費用対効果の計測を行いながら的確な広告投資に努めております。また、新規顧客がリピート注文するタイミングやヘビーユーザーが流出するタイミング等も分析しており、そのタイミングに合わせたフォローマーケティングを行うことで高いリピート率を目指しております。

ロ) 「定期購入制度」について

当サイトにおける主な販売方法は、「3ヶ月ごとお届けコース」「毎月お届けコース」等、同一商品を定期的にお届けする「定期購入制度」であります。

この定期購入制度の導入により、お客様には、買い忘れ防止、定期購入割引適用というメリットがあります。一方、当社においては、事前受注の確定による売上の安定化と同時に、コスト削減（広告宣伝費の削減、人件費及び在庫の適正化）を図ることが可能となります。

ハ) 顧客サポートについて

「健康管理士一般指導員（特定非営利活動法人 日本成人病予防協会／財団法人 生涯学習開発財団 認定資格）及び社内アドバイザーによるサポート」

当社カスタマーサービス業務は、商品を販売するだけにとどまらず、外部認定資格である「健康管理士一般指導員」の有資格者及び社内カリキュラム「カイトキマイスターカリキュラム」に合格した社内アドバイザーが、専門知識をもとにお客様からのメールや電話による健康や当社商品に関する相談に対応し、顧客満足度の向上を図っております。

「使用状況管理シートの提供」

お客様が、自身の使用状況、体感等を客観的に把握していただくことを目的として、当社商品の使用状況管理シートを提供しております。これにより、お客様の自己管理をサポートし、商品を継続使用していただくことで効果をより高め、結果的にリピート率が向上することを目的としております。

「カイトキフレンド通信」

お客様との接触回数を増やすために、ニュースレターを年間に4回程度お届けしております。

健康や美容に関する情報、北海道発ならではのコラム、お客様参加型のコンテンツ等を掲載し、当社に対する信頼度を高め親近感を持っていただくことで長期リピーターの確保を図っております。

ニ) サイト運営に係る業務の内製化について

当社は、サイト運営に係る業務は自社内で遂行することを原則とし、極力外部に依存しない体制を構築しております。これは、オリジナリティの追及（顧客満足度の向上、販売企画対応・業務改善の迅速化、業務の効率化、ノウハウの蓄積など）及び他社事情による当社業務への影響を最小限にとどめることが目的であります。内製による主な業務は以下のとおりであります。

（サイト制作）

外部の専門業者に依頼せず、すべて自社で作成・更新を行っております。それにより公開したページへのお客様の反応に対する迅速な更新を可能としております。これを継続することで、お客様に対してより利便性が高く、購買意欲を高めるサイト作りの当社独自ノウハウを蓄積しております。

（販売促進ツール等印刷物制作）

販売促進用の商品同梱のチラシ・リーフレット、ダイレクトメール及びニュースレター等は自社で制作しております。

（システム）

インターネット通信販売会社向けの汎用性の高いシステムを、当社自身でカスタマイズして使用しており、お客様のニーズへの機敏な対応を実現しております。また、独自に構築したマーケティングデータ分析システムや物流管理システム及び売掛金管理システムを連動させることにより、業務の効率化を図っております。

3 【関係会社の状況】

該当事項はありません。

4 【従業員の状況】

提出会社の状況

平成23年11月30日現在

従業員数（人）	18（13）
---------	--------

（注） 従業員数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であり、臨時雇用者数（パートタイマー等）は、当第3四半期会計期間の平均人員を（ ）外数で記載しております。

第2【事業の状況】

1【生産、受注及び販売の状況】

第1四半期会計期間より四半期財務諸表を作成しているため、前年同期との比較分析は行っていません。

(1) 生産実績

当第3四半期会計期間の生産実績を事業部門別に示すと、次のとおりであります。

事業部門別	当第3四半期会計期間 (自 平成23年9月1日 至 平成23年11月30日)
E コ マ ー ス 事 業 (千円)	52,223
合 計 (千円)	52,223

(注) 1. 金額は製造原価によっております。
2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 商品仕入実績

当社は商品仕入を行っていませんので、記載を省略しております。

(3) 受注実績

当社は商品の受注生産を行っていませんので、記載を省略しております。

(4) 販売実績

当第3四半期会計期間の販売実績を事業部門別に示すと、次のとおりであります。

事業部門別	当第3四半期会計期間 (自 平成23年9月1日 至 平成23年11月30日)
E コ マ ー ス 事 業 (千円)	213,972
合 計 (千円)	213,972

(注) 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

2【事業等のリスク】

当第3四半期会計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。

3【経営上の重要な契約等】

当第3四半期会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

4【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものであります。

(1) 業績の状況

当第3四半期会計期間におけるわが国経済は、東日本大震災の影響により停滞した生産活動等も回復傾向にあり、景気も穏やかに持ち直してきたものの、欧州を中心とした財政・金融危機による急激な円高の影響と低迷する個人消費などにより、雇用・所得環境が改善しないまま、先行き不透明な状況の中で推移いたしました。

当社が属する小売業界におきましても、販売競争の激化やデフレによる商品価格の下落、低価格志向の浸透などにより、経営環境はなお予断を許さない状況が続いております。

一方、当社の主要な販売形態である電子商取引におきましては、経済産業省の「平成22年度我が国情報経済社会における基盤整備（電子商取引に関する市場調査）の結果公表について」によれば、消費者向け電子商取引の市場規模は7兆8千億円となり、前年比16.3%増となっております。また、電子商取引の浸透を示す指標であるEC化率（小売業・サービス業における値）についても約2.5%、前年比約0.4ポイント増となり依然上昇しております。

このような情勢の中において、当社では平成23年8月より、自社の健康食品等のブランド名称を「カイトキフレンドクラブ」から「北の快適工房」に変更しております。これはブランディング戦略の一環として、北海道ブランドイメージを前面に出し、競合する企業・製品との違いを明確にアピールすることで、顧客や消費者の関心を高め、購買を促進することを目的としております。また、これらによるイメージアップで顧客や消費者との信頼関係もより深まり、ブランドの訴求力が向上し、競合他社に対しても優位に立つことができると考えております。

こうした経営環境の下、当社の主力商品である「カイトキオリゴ」は、当初計画に掲げた諸施策等を着実に遂行してきたことで引き続き堅調に推移しております。また、「紅珠漢」においては、様々な施策を講じてきた結果、第二の柱となる規模に成長し、先々への見通しが立ってまいりました。その他、「カイトキクラブ（平成23年12月20日より商品名を「奇跡の肌砂糖」に変更）」、「カイトキどかスリム茶」についても着実に成長軌道を歩んでおります。

以上の結果、当第3四半期会計期間の売上高は213,972千円となりました。また、営業利益は29,241千円、経常利益は28,999千円、四半期純利益は20,527千円となりました。

(2) 財政状態の分析

① 資産

当第3四半期会計期間末の資産合計は384,655千円となり、前事業年度末と比べ71,808千円の増加となりました。内訳といたしましては、流動資産合計が369,318千円となり、前事業年度末と比べ79,728千円の増加となりました。その主な要因は、売掛金が18,622千円、たな卸資産が44,113千円増加したこと等によるものであります。

② 負債

当第3四半期会計期間末の負債合計は70,337千円となり、前事業年度末と比べ19,257千円の増加となりました。その主な要因は、販売促進引当金が3,018千円減少した一方で、買掛金が12,459千円、未払金が9,288千円増加したこと等によるものであります。

③ 純資産

当第3四半期会計期間末の純資産合計は314,317千円となり、前事業年度末と比べ52,550千円の増加となりました。その要因は、利益剰余金が52,550千円増加したことによるものであります。

(3) キャッシュ・フローの状況

当第3四半期会計期間末における現金及び現金同等物（以下「資金」という）は、201,055千円となり、第2四半期会計期間末と比べ6,659千円の増加となりました。

当第3四半期会計期間における各キャッシュ・フローの状況は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

当第3四半期会計期間において営業活動の結果、減少した資金は、3,839千円となりました。この主な要因は、税引前四半期純利益34,740千円が生じた一方で、売上債権の増加10,620千円、たな卸資産の増加18,454千円及び法人税等の支払額20,308千円が生じたこと等によるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

当第3四半期会計期間において投資活動の結果、増加した資金は、10,498千円となりました。この主な要因は、

保険積立金の返戻による収入9,210千円、保証金の返還による収入1,894千円が生じた一方で、無形固定資産の取得による支出529千円が生じたこと等によるものであります。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期会計期間において、当社が対処すべき課題について重要な変更はありません。

(5) 研究開発活動

該当事項はありません。

第3【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第3四半期会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

① 重要な設備の新設等

当社の設備投資計画については、今後の事業展開及び投資効率等を総合的に勘案して作成しております。なお、平成23年11月30日現在における重要な設備の新設計画はありません。

② 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	5,000,000
計	5,000,000

②【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末現在発行数（株） （平成23年11月30日）	提出日現在発行数（株） （平成24年1月27日）	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	580,000	580,000	非上場	(注)
計	580,000	580,000	—	—

(注) 普通株式は完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。また、単元株式数は100株であります。

(2)【新株予約権等の状況】

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権に関する事項は、以下のとおりであります。

①平成21年5月27日定時株主総会

(平成21年6月2日取締役会 第2回新株予約権決議、取締役及び従業員向け発行分)

	第3四半期会計期間末現在 （平成23年11月30日）
新株予約権の数（個）	295
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式（注）1
新株予約権の目的となる株式の数（株）	14,750（注）2、7
新株予約権の行使時の払込金額（円）	550（注）3、7
新株予約権の行使期間	自 平成23年7月1日 至 平成28年6月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 550 資本組入額 275 （注）4、7
新株予約権の行使の条件	（注）5
新株予約権の譲渡に関する事項	当社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）6

(注) 1. 新株予約権の目的となる株式は、完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準の株式である。

2. 当社が普通株式につき、株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により目的である株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 株式分割(又は株式併合)の比率

更に当社が合併又は会社分割を行い新株予約権が承継される場合等、新株予約権の目的である株式の数の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で新株予約権の目的である株式の数の調整を行うものとする。

3. 新株予約権の行使時の払込金額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額に新株予約権1個当たりの目的である株式の数を乗じた金額とする。

なお、当社が当社普通株式につき、株式分割又は株式併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割(又は株式併合)の比率}}$$

また、当社が行使価額を下回る価額で当社普通株式につき新株式の発行又は自己株式の処分をする場合(新株予約権の行使による場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{調整前行使価額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

4. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額

- ① 新株予約権の行使により新株を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合は、この端数を切り上げるものとする。
- ② 新株予約権の行使により新株を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

5. 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権者は、権利行使時において当社の取締役・監査役又は従業員いずれかの地位を保有していることを要し、それ以外の場合には新株予約権を行使できないものとする。ただし、任期満了、定年退職その他取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。また、新株予約権者の相続人による行使は認めない。
- ② その他の条件については、株主総会及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

6. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、組織再編を行う場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数
組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- ② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- ③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記(注)2に準じて決定する。
- ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上調整した再編後の行使価額に新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られるものとする。

- ⑤ 新株予約権を行使することができる期間
上記に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、上記に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
 - ⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記（注）3に準じて決定する。
 - ⑦ 新株予約権の行使の条件
上記（注）4に準じて決定する。
 - ⑧ 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。
 - ⑨ 再編対象会社による新株予約権の取得
残存新株予約権の定めに準じて決定する。
7. 平成23年8月12日開催の取締役会決議に基づき、平成23年9月16日付で普通株式1株を50株に分割したことにより、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

②平成21年5月27日定時株主総会

（平成21年6月2日取締役会 第3回新株予約権決議、取締役向け発行分）

	第3四半期会計期間末現在 （平成23年11月30日）
新株予約権の数（個）	70
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式（注）1
新株予約権の目的となる株式の数（株）	3,500（注）2、7
新株予約権の行使時の払込金額（円）	550（注）3、7
新株予約権の行使期間	自 平成23年7月1日 至 平成28年6月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 550 資本組入額 275 （注）4、7
新株予約権の行使の条件	（注）5
新株予約権の譲渡に関する事項	当社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）6

（注）1. 新株予約権の目的となる株式は、完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準の株式である。

2. 当社が普通株式につき、株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により目的である株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{株式分割(又は株式併合)の比率}$$

更に当社が合併又は会社分割を行い本新株予約権が承継される場合等、新株予約権の目的である株式の数の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で新株予約権の目的である株式の数の調整を行うものとする。

3. 新株予約権の行使時の払込金額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額に新株予約権1個当たりの目的である株式の数を乗じた金額とする。

なお、当社が当社普通株式につき、株式分割又は株式併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割（又は株式併合）の比率}}$$

また、当社が行使価額を下回る価額で当社普通株式につき新株式の発行又は自己株式の処分をする場合（新株予約権の行使による場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{調整前行使価額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

4. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額

- ① 新株予約権の行使により新株を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合は、この端数を切り上げるものとする。
- ② 新株予約権の行使により新株を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

5. 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権者は、権利行使時において当社の取締役・監査役又は従業員いずれかの地位を保有していることを要し、それ以外の場合には新株予約権を行使できないものとする。ただし、任期満了、定年退職その他取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。また、新株予約権者の相続人による行使は認めない。
- ② その他の条件については、株主総会及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

6. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、組織再編を行う場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数
組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- ② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- ③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記（注）2に準じて決定する。
- ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上調整した再編後の行使価額に新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られるものとする。
- ⑤ 新株予約権を行使することができる期間
上記に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、上記に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- ⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記（注）3に準じて決定する。
- ⑦ 新株予約権の行使の条件
上記（注）4に準じて決定する。
- ⑧ 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

- ⑨ 再編対象会社による新株予約権の取得
残存新株予約権の定めに準じて決定する。

7. 平成23年8月12日開催の取締役会決議に基づき、平成23年9月16日付で普通株式1株を50株に分割したことにより、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

- (3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】
該当事項はありません。

- (4) 【ライツプランの内容】
該当事項はありません。

- (5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数 (株)	発行済株式総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増減額 (千円)	資本準備金残高 (千円)
平成23年9月1日～ 平成23年11月30日	568,400	580,000	—	47,000	—	27,000

(注) 平成23年9月16日をもって1株を50株に株式分割し、これに伴い発行済株式総数が568,400株増加しております。

- (6) 【大株主の状況】
当第3四半期会計期間において、大株主の異動はありません。

- (7) 【議決権の状況】

- ① 【発行済株式】

平成23年11月30日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式 (その他)	普通株式 579,700	5,797	—
単元未満株式	普通株式 300	—	—
発行済株式総数	580,000	—	—
総株主の議決権	—	5,797	—

- ② 【自己株式等】

該当事項はありません。

2 【株価の推移】

当社株式は非上場であるため、該当事項はありません。

3 【役員状況】

前事業年度の定時株主総会終了後、本書提出日までにおいて、役員の変更はありません。

第5【経理の状況】

1. 四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第63号。以下「四半期財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、証券会員制法人札幌証券取引所の「有価証券上場規程」第3条第7項の規定に基づき、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に準じて、当第3四半期会計期間（平成23年9月1日から平成23年11月30日まで）及び当第3四半期累計期間（平成23年3月1日から平成23年11月30日まで）に係る四半期財務諸表について、清明監査法人による四半期レビューを受けております。なお、当社は、当第3四半期会計期間（平成23年9月1日から平成23年11月30日まで）及び当第3四半期累計期間（平成23年3月1日から平成23年11月30日まで）の四半期財務諸表について、創研合同監査法人と金融商品取引法第193条の2第1項の規定に準じた監査及び四半期レビュー契約を締結していましたが、平成23年12月15日をもって創研合同監査法人は解散しましたので、平成23年12月16日付で清明監査法人と金融商品取引法第193条の2第1項の規定に準じた監査及び四半期レビュー契約を締結いたしました。

3. 四半期連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、四半期連結財務諸表を作成しておりません。

4. 最初に提出する四半期報告書の記載上の特例

当上場申請のための四半期報告書は、「企業内容等開示ガイドライン24の4の7-6」の規定に準じて前年同四半期との対比は行っておりません。

1 【四半期財務諸表】

(1) 【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

	当第3四半期会計期間末 (平成23年11月30日)	前事業年度末に係る 要約貸借対照表 (平成23年2月28日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	201,055	187,137
売掛金	46,870	28,248
商品及び製品	59,165	24,950
原材料及び貯蔵品	48,624	38,725
繰延税金資産	3,326	4,634
その他	10,557	6,063
貸倒引当金	△282	△170
流動資産合計	369,318	289,590
固定資産		
有形固定資産	※1 5,777	※1 6,676
無形固定資産	2,801	2,763
投資その他の資産	6,757	13,817
固定資産合計	15,337	23,256
資産合計	384,655	312,846

(単位：千円)

	当第3四半期会計期間末 (平成23年11月30日)	前事業年度末に係る 要約貸借対照表 (平成23年2月28日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	12,725	266
未払金	34,620	25,332
未払法人税等	14,546	11,101
未払消費税等	2,438	4,283
販売促進引当金	3,191	6,209
その他	2,815	3,887
流動負債合計	70,337	51,079
負債合計	70,337	51,079
純資産の部		
株主資本		
資本金	47,000	47,000
資本剰余金	27,000	27,000
利益剰余金	240,317	187,766
株主資本合計	314,317	261,766
純資産合計	314,317	261,766
負債純資産合計	384,655	312,846

(2) 【四半期損益計算書】
【第3四半期累計期間】

(単位：千円)

	当第3四半期累計期間 (自 平成23年3月1日 至 平成23年11月30日)	
売上高		556,256
売上原価		113,378
売上総利益		442,877
販売費及び一般管理費	※1	363,912
営業利益		78,965
営業外収益		
受取利息		0
受取負担金		113
広告料収入		105
その他		184
営業外収益合計		403
営業外費用		
支払利息		73
株式公開費用		288
営業外費用合計		361
経常利益		79,008
特別利益		
保険解約益		9,221
販売促進引当金戻入額		3,018
特別利益合計		12,239
特別損失		
事業所閉鎖損失	※2	2,459
特別損失合計		2,459
税引前四半期純利益		88,788
法人税、住民税及び事業税		34,855
法人税等調整額		1,382
法人税等合計		36,237
四半期純利益		52,550

【第3四半期会計期間】

(単位：千円)

	当第3四半期会計期間 (自平成23年9月1日 至平成23年11月30日)
売上高	213,972
売上原価	48,812
売上総利益	165,159
販売費及び一般管理費	※1 135,917
営業利益	29,241
営業外収益	
講師料	28
受取弁済金	13
その他	2
営業外収益合計	45
営業外費用	
株式公開費用	288
営業外費用合計	288
経常利益	28,999
特別利益	
保険解約益	5,741
特別利益合計	5,741
税引前四半期純利益	34,740
法人税、住民税及び事業税	13,564
法人税等調整額	648
法人税等合計	14,213
四半期純利益	20,527

(3) 【四半期キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	当第3四半期累計期間 (自 平成23年3月1日 至 平成23年11月30日)	
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前四半期純利益	88,788	
減価償却費	1,759	
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	112	
販売促進引当金の増減額 (△は減少)	△3,018	
保険解約損益 (△は益)	△9,221	
支払利息	73	
事業所閉鎖損失	2,459	
売上債権の増減額 (△は増加)	△18,622	
たな卸資産の増減額 (△は増加)	△44,113	
仕入債務の増減額 (△は減少)	12,459	
その他	1,876	
小計	32,552	
利息の受取額	0	
利息の支払額	△73	
事業所閉鎖に伴う支出	△967	
法人税等の支払額	△31,410	
営業活動によるキャッシュ・フロー	102	
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△1,862	
無形固定資産の取得による支出	△529	
敷金の返還による収入	780	
保証金の返還による収入	1,894	
保険積立金の解約による収入	13,839	
その他	△306	
投資活動によるキャッシュ・フロー	13,815	
財務活動によるキャッシュ・フロー		
財務活動によるキャッシュ・フロー	—	
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	13,918	
現金及び現金同等物の期首残高	187,137	
現金及び現金同等物の四半期末残高	※1 201,055	

【四半期財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

	当第3四半期累計期間 (自 平成23年3月1日 至 平成23年11月30日)
1. 会計処理基準に関する事項の変更	「資産除去債務に関する会計基準」の適用 第1四半期会計期間より、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号 平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日)を適用しております。 なお、これによる影響額はありません。

【簡便な会計処理】

	当第3四半期累計期間 (自 平成23年3月1日 至 平成23年11月30日)
1. 一般債権の貸倒見積高の算定方法	貸倒実績率等が前事業年度末に算定したものと著しい変化がないと認められる場合は、前事業年度末において算定した貸倒実績率等の合理的な基準を使用して一般債権の貸倒見積高を算定する方法によっております。
2. 固定資産の減価償却費の算定方法	定率法を採用している資産については、事業年度に係る減価償却費の額を期間按分して算定する方法によっております。
3. 法人税等並びに繰延税金資産及び繰延税金負債の算定方法	法人税等の納付税額の算定に関しては、加味する加減算項目や税額控除項目を重要なものに限定する方法によっております。 繰延税金資産の回収可能性の判断に関しては、前事業年度末以降に経営環境等、かつ一時差異等の発生状況に著しい変化がないと認められるため、前事業年度末において使用した将来の業績予測やタックス・プランニングを利用する方法によっております。

【四半期財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

該当事項はありません。

【注記事項】

(四半期貸借対照表関係)

当第3四半期会計期間末 (平成23年11月30日)	前事業年度末 (平成23年2月28日)
※1 有形固定資産の減価償却累計額は、2,738千円であります。	※1 有形固定資産の減価償却累計額は、2,403千円であります。

(四半期損益計算書関係)

当第3四半期累計期間 (自 平成23年3月1日 至 平成23年11月30日)	
※1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。	
広告宣伝費	97,164千円
貸倒引当金繰入額	112千円
※2 事業所閉鎖損失の内訳は次のとおりであります。	
固定資産除却損	1,491千円
リース解約損	302千円
原状回復費用	664千円
計	2,459千円

当第3四半期会計期間
 (自 平成23年9月1日
 至 平成23年11月30日)

※1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

広告宣伝費	41,560千円
貸倒引当金繰入額	63千円

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期累計期間
 (自 平成23年3月1日
 至 平成23年11月30日)

※1 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

(平成23年11月30日現在)

(千円)

現金及び預金勘定	201,055
----------	---------

現金及び現金同等物	<u>201,055</u>
-----------	----------------

(株主資本等関係)

当第3四半期会計期間末(平成23年11月30日)及び当第3四半期累計期間(自 平成23年3月1日 至 平成23年11月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数

株式の種類	当第3四半期 会計期間末
普通株式(株)	580,000

2. 自己株式の種類及び株式数

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(金融商品関係)

当第3四半期会計期間末(平成23年11月30日)

金融商品の四半期貸借対照表計上額その他の金額は、前事業年度の末日と比較して著しい変動がありません。

(有価証券関係)

当第3四半期会計期間末(平成23年11月30日)

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

当第3四半期会計期間末(平成23年11月30日)

該当事項はありません。

(持分法損益等)

当第3四半期累計期間(自平成23年3月1日 至 平成23年11月30日)及び当第3四半期会計期間(自平成23年9月1日 至 平成23年11月30日)

該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

当第3四半期会計期間(自平成23年9月1日 至 平成23年11月30日)

1. スtock・オプションに係る当第3四半期会計期間における費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

2. 当第3四半期会計期間に付与したストック・オプションの内容

該当事項はありません。

(企業結合等関係)

当第3四半期会計期間(自平成23年9月1日 至 平成23年11月30日)

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

当第3四半期会計期間末(平成23年11月30日)

当社は、本社オフィスの不動産賃貸契約に基づき、オフィスの退去時における原状回復に係る債務を有しておりますが、当該債務に関連する賃借資産の使用期間が明確でなく、現時点では移転計画もないことから、資産除去債務を合理的に見積ることが不可能であるため当該債務に見合う資産除去債務を計上しておりません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当第3四半期累計期間(自平成23年3月1日 至 平成23年11月30日)及び当第3四半期会計期間(自平成23年9月1日 至 平成23年11月30日)

当社はEコマース事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(追加情報)

第1四半期会計期間より、「セグメント情報等の開示に関する会計基準」(企業会計基準第17号 平成21年3月27日)および「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日)を適用しております。

(賃貸等不動産関係)

当第3四半期会計期間末(平成23年11月30日)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1. 1株当たり純資産額

当第3四半期会計期間末 (平成23年11月30日)		前事業年度末 (平成23年2月28日)	
1株当たり純資産額	541.93円	1株当たり純資産額	22,566.12円

(注) 当社は、平成23年9月16日を効力発生日として普通株式1株につき50株の割合で株式を分割しております。当該株式分割が前事業年度の開始の日に行われたと仮定した場合における前事業年度末の1株当たり純資産額は451.32円であります。

2. 1株当たり四半期純利益金額等

当第3四半期累計期間 (自平成23年3月1日 至平成23年11月30日)		当第3四半期会計期間 (自平成23年9月1日 至平成23年11月30日)	
1株当たり四半期純利益金額	90.61円	1株当たり四半期純利益金額	35.39円
なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、新株予約権の残高はありますが、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。		なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、新株予約権の残高はありますが、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。	

(注) 1. 1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当第3四半期累計期間 (自平成23年3月1日 至平成23年11月30日)	当第3四半期会計期間 (自平成23年9月1日 至平成23年11月30日)
四半期純利益(千円)	52,550	20,527
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る四半期純利益(千円)	52,550	20,527
期中平均株式数(株)	580,000	580,000
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要	—	—

2. 当社は、平成23年9月16日を効力発生日として普通株式1株につき50株の割合で株式を分割しております。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成24年4月16日

株式会社北の達人コーポレーション
取締役会 御中

清明監査法人

指定社員
業務執行社員

公認会計士

島貫幸治



指定社員
業務執行社員

公認会計士

中村貴之



当監査法人は、証券会員制法人札幌証券取引所の「有価証券上場規程」第3条第7項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社北の達人コーポレーションの平成23年3月1日から平成24年2月29日までの第11期事業年度の第3四半期会計期間（平成23年9月1日から平成23年11月30日まで）及び第3四半期累計期間（平成23年3月1日から平成23年11月30日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び四半期キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社北の達人コーポレーションの平成23年11月30日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期会計期間及び第3四半期累計期間の経営成績並びに第3四半期累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上